

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

規則  
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

### 告示

○生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件

○生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件

○生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

○新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件

○土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

○道路の区域を変更する件五件

○海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件二件

### 公告

○落札者を決定した件

福島県教育委員会教育長

○公金の収納の事務を委託した件

### 正誤

○平成二十七年四月二十四日付け定例第二千六百八十七号中

○平成二十七年十二月二十二日付け定例第二千七百五十六号中

## 規則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一六 一五 一四 一三 一二 一一 一〇 〇九 〇八 〇七 〇六 〇五 〇四 〇三 〇二 〇一 七 六 五 四 三 二 一

平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表福島県営飯坂団地の項の次に次のように加える。

福島県営北中央団地	福島市
福島県営石倉団地	二本松市
福島県営表団地	二本松市

附則別表中 福島県営柴宮団地

五十七号棟、五十八号棟、五十九号棟 郡山市

を 福島県営柴宮団地

五十七号棟、五十八号棟、五十九号棟 郡山市

に改め、同表福島県営年貢町団地の項の次に次のように加える。

福島県営北原団地	南相馬市
福島県営南町団地	南相馬市
福島県営上町団地	南相馬市
福島県営牛越団地	南相馬市

附則別表福島県営湯長谷団地の項の次に次のように加える。

福島県菅宮沢団地	二号楼、三号楼	いわき市
----------	---------	------

福島県菅関船団地		いわき市
福島県菅大原団地		いわき市

福島県菅北中央団地	福島市	〇・九九
-----------	-----	------

福島県菅石倉団地	二本松市	〇・九五
福島県菅表団地	二本松市	一・〇一

別表第二の一の表福島県菅柴宮団地の項中「五十八号棟」の下に「五十九号棟」を加え、同表福島県菅高松団地の項の次に次のように加える。

福島県菅北原団地	南相馬市	〇・八八
福島県菅南町団地	南相馬市	〇・九七
福島県菅上町団地	南相馬市	〇・九七
福島県菅牛越団地	南相馬市	〇・八七

別表第二の一の表福島県菅宮沢団地の項中	〇・八一
---------------------	------

一号棟	〇・八一
二号楼、三号楼	〇・九一

を  
に改め、同表に次のように加える。

福島県菅関船団地	いわき市	〇・九六
----------	------	------

福島県菅大原団地	いわき市	〇・九一
----------	------	------

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

### 告 示

#### 福島県告示第十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
株式会社ハッピー ケア会津支店	会津若松市一箕 町大字鶴賀字上 居合一三四一三	会津若松市天神 町二二一五	株式会社 ハッピー ケア会津 支店	会津若松市天神 町二二一五

(社会福祉課)

#### 福島県告示第十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	株式会社ハッピー ケア会津支店	事業所の所在地	会津若松市天神町 二二一―一五	事業者の名称	株式会社ハッピー ケア会津支店	変更前	会津若松市一 箕町大字鶴賀 字上居合一三 四―一三	変更後	会津若松市天神 町二二一―一五
--------	-----------------	---------	-----------------	--------	-----------------	-----	---------------------------	-----	-----------------

(社会福祉課)

福島県告示第二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	クラフト 薬局新白 河店	事業所の所在地	白河市新白河二一六〇	事業者の名称	クラフト 株式会社	事業者の主たる事務所の所在地	東京都千代田区丸の内一―一―一	廃止年月日	平成二七年二月 一〇日	サービスの種類	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
--------	--------------	---------	------------	--------	-----------	----------------	-----------------	-------	-------------	---------	---------------------------

(社会福祉課)

福島県告示第二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年一月十五日から同年二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
- 二 エイトタウン本宮 東棟 福島県本宮市荒井字久保田百三十二番地八 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年一月十五日から同年二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
- 二 カワチ薬品大槻店 福島県郡山市御前南一丁目十九番地ほか 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が会津坂下町只見川地区維持管理事業計画に係る土地改良事業を新たに行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類 福島県知事 内堀雅雄
- 二 土地改良事業計画書の写し
- 三 縦覧の期間 平成二十八年一月十八日から (二十二日間)
- 同 年二月八日まで
- 三 縦覧の場所 会津坂下町役場

(農村計画課)

福島県告示第二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八

条第一項の規定により、会津大川土地改良区が会津大川地区維持管理事業計画に係る土地改良事業を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年一月十五日

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十八年一月十八日から  
同 年二月八日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
会津若松市役所及び会津美里町役場

(農村計画課)

**福島県告示第二十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
福島市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第二十六号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供 する。  
平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区	間	変更前	敷地の幅員	変更後	延	長
-----	---	---	-----	-------	-----	---	---

一般国道 二九四号	白河市豊地弥次郎一〇 五番四地先から 同 市菅根足洗場八番 一地先まで	の別	(メートル)	(メートル)
変更前	七・六〇	一、八〇〇・〇		
変更後	一三・九〇	一、八〇〇・〇		
	六〇・〇			

(道路計画課)

**福島県告示第二十七号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供 する。  
平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区	間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市大信増見字中沢 三七番一地从先から 同 市大信増見字中沢 四番五地先まで		七・八〇	四三三・〇		
			一五・二二	四三三・〇		
			一一・〇〇	四三三・〇		
			三六・一			

(道路計画課)

**福島県告示第二十八号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 課及び福島県南建設事務所で平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	変更後	延	長
-----	-------	-----	---	---

路線名	区 間	変更後 の別	(メートル)	変更前 の別	(メートル)
県道増見 小田倉線	白河市大信増見字外面 一八番一地从先から 同 市大信増見字外面 一七番二地先まで	変更前	一三・六〇 二二・六〇	変更前	二二六・三〇
	白河市大信増見字外面 一八番二地先から 同 市大信増見字外面 一七番二地先まで	変更後	一四・〇〇 一四・三〇	変更後	六・五〇

(道路計画課)

**福島県告示第二十九号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
 計画課及び福島県相建建設事務所で平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供  
 する。  
 平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)
一般国道 一一五号	相馬市山上字上並木一 八九番地先から 同 市山上字円淵五一 番一地从先まで	変更前	一一・四〇 三四・四〇	変更前	四六〇・〇〇
	相馬市山上字上並木一 八九番地先から 同 市山上字円淵五一 番一地从先まで	変更後	一一・四〇 五三・二〇	変更後	四六七・〇〇

(道路計画課)

**福島県告示第三十号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県相建建設事務所で平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

路線名	区 間	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)
県道相馬 巨理線	相馬郡新地町今泉字浜 畑九四番七地先から 同 郡同 町今泉字浜 畑五〇番四地先まで	変更前	九・八〇 一三・五〇	変更前	二八一・七〇
	相馬郡新地町今泉字浜 畑九四番七地先から 同 郡同 町今泉字浜 畑五〇番四地先まで	変更後	九・八〇 一〇・三五 二八・四〇	変更後	二八一・七〇 二九一・七〇

(道路計画課)

**福島県告示第三十一号**  
 海岸保全区域として指定する件(昭和三十三年福島県告示第二百三十六号)の一部を  
 次のように改正する。  
 平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

表7 檜葉海岸山田浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

基点	位置(公共座標第IX座標系)	基点	位置(公共座標第IX座標系)
基点1	X一四〇四二七・八五八	基点11	X一四〇三三九・四九七
基点2	X一四〇四二八・〇七〇	基点12	X一四〇三〇四・八四二
基点3	X一四〇四三一・二〇三	基点13	X一四〇二七九・七〇四
基点4	X一四〇四三九・六〇二	基点14	X一四〇二五五・三〇三
基点5	X一四〇四四〇・五五一		
基点6	X一四〇四四一・八九九		
基点7	X一四〇四四二・〇〇七		
基点8	X一四〇四三一・六六一		
基点9	X一四〇四〇五・六〇一		
基点10	X一四〇三七九・四九七		
基点11	X一四〇三三九・四九七		
基点12	X一四〇三〇四・八四二		
基点13	X一四〇二七九・七〇四		
基点14	X一四〇二五五・三〇三		

基点15	X	一四〇三三一・一五三	Y	一〇四六五一・八二八の点
基点16	X	一四〇二〇六・九二三	Y	一〇四六五三・九九三の点
基点17	X	一四〇一八二・五四一	Y	一〇四六五四・六八三の点
基点18	X	一四〇一五八・一七二	Y	一〇四六五三・三〇一の点
基点19	X	一四〇一三一・六六二	Y	一〇四六四九・六一九の点
基点20	X	一四〇一二八・九四二	Y	一〇四六四九・二二二の点
基点21	X	一四〇一〇九・四四三	Y	一〇四六四五・八一七の点
基点22	X	一四〇〇五〇・三四七	Y	一〇四六三五・六二七の点
基点23	X	一四〇〇五二・〇六〇	Y	一〇四六二五・七三四の点
基点24	X	一四〇〇二八・四六三	Y	一〇四六二一・六五八の点
基点25	X	一三九九七七・三四八	Y	一〇四六一五・一二二の点
基点26	X	一三九九六一・七三〇	Y	一〇四六一四・〇九二の点
基点27	X	一三九九四八・〇七七	Y	一〇四六一三・六〇〇の点
基点28	X	一三九九四五・二三五	Y	一〇四六一三・〇二六の点
基点29	X	一三九九四四・七三八	Y	一〇四六一二・六四九の点
基点30	X	一三九九四二・九六三	Y	一〇四六一一・三〇四の点
基点31	X	一三九九四二・二二三	Y	一〇四六一〇・一六三の点
基点32	X	一三九九三五・七五三	Y	一〇四六一四・三六五の点
基点33	X	一三九九二六・四〇八	Y	一〇四六一二・七九〇の点
基点34	X	一三九九〇四・六八六	Y	一〇四六一六・三九四の点
基点35	X	一三九九〇四・四三一	Y	一〇四六一四・八五五の点
基点36	X	一三九九八一・六〇六	Y	一〇四六一六・九八三の点
基点37	X	一三九九八一・八六一	Y	一〇四六一八・五二二の点
基点38	X	一三九九八二・四九〇	Y	一〇四六一〇・〇七七の点
基点39	X	一三九九八二・五八八	Y	一〇四六一〇・六六九の点
基点40	X	一三九九八五・九二六	Y	一〇四六一四・九二七の点
基点41	X	一三九九八七・六五〇	Y	一〇四六三〇・九四四の点
補助点1	X	一三九九八一・三八二	Y	一〇四六五二・九五〇の点
補助点2	X	一三九九八三・六〇九	Y	一〇四六六六・八九六の点
補助点3	X	一三九九八三・八二九	Y	一〇四七四七・一三六の点
補助点4	X	一四〇一六〇・四七二	Y	一〇四八〇二・二一〇の点
補助点5	X	一四〇四一八・一八四	Y	一〇四七九六・二二七の点
補助点6	X	一四〇四二八・一八三	Y	一〇四六八五・九二五の点

二 区域

山田浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6

表8 檜葉海岸井出地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

基点1	X	一四二五〇九・五四〇	Y	一〇五〇六九・〇二八の点
基点2	X	一四二五一一・三七三	Y	一〇五〇六九・八八七の点
基点3	X	一四二五一一・九八五	Y	一〇五〇六八・四二四の点
基点4	X	一四二五一六・二〇四	Y	一〇五〇六四・一七一の点
基点5	X	一四二五二二・一六四	Y	一〇五〇六一・〇五三の点
基点6	X	一四二五二六・〇三五	Y	一〇五〇五八・八四九の点
基点7	X	一四二五二六・六三二	Y	一〇五〇五七・九七一の点
基点8	X	一四二五三一・七〇四	Y	一〇五〇四六・三四七の点
基点9	X	一四二四八五・五五五	Y	一〇五〇二七・〇四一の点
基点10	X	一四二四八六・四八一	Y	一〇五〇二四・八二七の点
基点11	X	一四二四八一・九八二	Y	一〇五〇二二・九四五の点
基点12	X	一四二四八一・二六七	Y	一〇五〇二一・五四八の点
基点13	X	一四二四四一・九二七	Y	一〇五〇二〇・二六七の点
基点14	X	一四二四四四・四四九	Y	一〇五〇〇九・八六五の点
基点15	X	一四二四四四・六七六	Y	一〇五〇〇五・七七七の点
基点16	X	一四二四五一・一三九	Y	一〇五〇〇五・六三一の点
基点17	X	一四二四四四・七七七	Y	一〇五〇〇三・一七五の点
基点18	X	一四二四三八・二八九	Y	一〇五〇〇一・〇七五の点
基点19	X	一四二四二九・九九三	Y	一〇四九九八・九五一の点
基点20	X	一四二四二一・五六九	Y	一〇四九九七・四一一の点
基点21	X	一四二四一九・五六〇	Y	一〇四九九六・四三〇の点
基点22	X	一四二四一〇・一八二	Y	一〇四九九五・五七六の点
基点23	X	一四二四〇六・六九五	Y	一〇四九九五・三八二の点
基点24	X	一四二四〇六・一〇六	Y	一〇四九九六・一五八の点
基点25	X	一四二三三八・四三六	Y	一〇四九九四・九六一の点
基点26	X	一四二三三八・四九八	Y	一〇四九九三・一二七の点
基点27	X	一四二三三三・五〇七	Y	一〇四九九二・二七八の点
基点28	X	一四二三〇一・七五二	Y	一〇四九九〇・六一七の点
基点29	X	一四二二九六・四九一	Y	一〇四九七四・四五四の点
基点30	X	一四二二九二・二八四	Y	一〇四九七七・七六四の点
基点31	X	一四二二一八・九五三	Y	一〇四八八四・五八六の点
基点32	X	一四二二一八・〇〇七	Y	一〇四九三一・六六七の点
基点33	X	一四二二四一・三〇六	Y	一〇四九四四・七五九の点

点2、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林を除く。)

基点34	X	一四二一三八・二九三	Y	一〇四九四七・一二一の点
基点35	X	一四二一三四・一一七	Y	一〇四九四九・六六五の点
基点36	X	一四二二二九・五七一	Y	一〇四九五二・四三七の点
基点37	X	一四二二二四・七六八	Y	一〇四九五二・二九〇の点
基点38	X	一四二二一九・八九〇	Y	一〇四九五二・一九二の点
基点39	X	一四二二一五・〇九四	Y	一〇四九五二・二四一の点
基点40	X	一四二〇六九・一二六	Y	一〇四九三六・二三九の点
基点41	X	一四二〇七一・六四四	Y	一〇四九三二・一五二の点
基点42	X	一四二〇六五・七五八	Y	一〇四九二八・五五三の点
基点43	X	一四二〇五六・六七九	Y	一〇四九三一・三一六の点
基点44	X	一四二〇四七・八〇八	Y	一〇四九二九・七〇五の点
基点45	X	一四二〇四七・一八九	Y	一〇四九二九・四五八の点
基点46	X	一四二〇三九・六六八	Y	一〇四九三三・四六五の点
基点47	X	一四二〇二〇・九二五	Y	一〇四九三五・九七八の点
基点48	X	一四二〇一一・二六五	Y	一〇四九三九・二三二の点
基点49	X	一四二〇〇六・二七三	Y	一〇四九三九・九五四の点
基点50	X	一四二〇〇二・七六九	Y	一〇四九四〇・二八二の点
基点51	X	一四一九九九・二一五	Y	一〇四九四〇・三三九の点
基点52	X	一四一九九七・三七八	Y	一〇四九四〇・二二七の点
基点53	X	一四一九九四・五九六	Y	一〇四九三九・八三一の点
基点54	X	一四一九九一・九一六	Y	一〇四九三九・二一〇の点
基点55	X	一四一九八九・二九四	Y	一〇四九三八・三八四の点
基点56	X	一四一九八六・七五三	Y	一〇四九三七・三七七の点
基点57	X	一四一九八四・二五一	Y	一〇四九三六・一八二の点
基点58	X	一四一九八一・八五五	Y	一〇四九三三・三五一の点
基点59	X	一四一九七九・五四四	Y	一〇四九三三・一八二の点
基点60	X	一四一九七七・二九〇	Y	一〇四九三三・一八二の点
基点61	X	一四一九七五・〇八三	Y	一〇四九三〇・一二八の点
基点62	X	一四一九七二・八八二	Y	一〇四九二九・四八〇の点
基点63	X	一四一九六八・六二〇	Y	一〇四九二九・四八五の点
基点64	X	一四一九六〇・〇一一	Y	一〇四九五六・八五二の点
基点65	X	一四一九四〇・一七九	Y	一〇四九四八・九三四の点
基点66	X	一四一七七七・九一九	Y	一〇四九〇九・二四一の点
基点67	X	一四一五三〇・四六五	Y	一〇四八六〇・五四六の点
基点68	X	一四一四一九・二二一	Y	一〇四八三三・一〇〇の点
基点69	X	一四一三一八・三三四	Y	一〇四八二八・一〇六の点
基点70	X	一四一八六・四一四	Y	一〇四八〇七・八九四の点
基点71	X	一四〇九五三・六八九	Y	一〇四七九二・九六一の点
補助点1	X	一四二二六五・二二二	Y	一〇四九四三・三七八の点

補助点2	X	一四二二二一・六七一	Y	一〇四九七六・八二五の点
補助点3	X	一四二二一七・三六〇	Y	一〇四九九七・五二八の点
補助点4	X	一四二二二八・四〇九	Y	一〇五〇五三・七八九の点
補助点5	X	一四二二〇二・七二七	Y	一〇五一〇六・八三五の点
補助点6	X	一四二四八六・九〇六	Y	一〇五一七〇・七七三の点
補助点7	X	一四〇九四七・三一八	Y	一〇四八一三・四二四の点
補助点8	X	一四〇九〇九・五八〇	Y	一〇四八八六・八九七の点
補助点9	X	一四一三九四・七九六	Y	一〇四九二五・〇五五の点
補助点10	X	一四二一〇四・六一五	Y	一〇五〇八四・七六〇の点
補助点11	X	一四二一四一・九五八	Y	一〇五〇四〇・二五六の点
補助点12	X	一四二二四九・七八三	Y	一〇四九九七・九三四の点
補助点13	X	一四二二四七・五九二	Y	一〇四九二〇・九七八の点

二 区域

井出地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、基点55、基点56、基点57、基点58、基点59、基点60、基点61、基点62、基点63、基点64、基点65、基点66、基点67、基点68、基点69、基点70、基点71、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10、補助点11、補助点12及び補助点13を順次直線で結んだ線並びに補助点13と基点31を直線で結んだ線により囲まれた区域(河川区域を除く。)

表9 檜葉海岸波倉地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)

基点1	X	一四六〇八四・〇六六	Y	一〇五六二六・三四〇の点
基点2	X	一四六〇七二・七七六	Y	一〇五六一五・五二〇の点
基点3	X	一四六〇八四・一八六	Y	一〇五六〇四・五〇一の点
基点4	X	一四六〇六三・六六一	Y	一〇五五八五・七九四の点
基点5	X	一四六〇四八・一〇七	Y	一〇五五七九・八四七の点
基点6	X	一四六〇三六・一一一	Y	一〇五五八〇・四六八の点
基点7	X	一四六〇二四・一八七	Y	一〇五五六六・三二〇の点
基点8	X	一四六〇二〇・一〇七	Y	一〇五五六六・七一一の点
基点9	X	一四六〇一五・六四九	Y	一〇五五四六・七五四の点

基点48	X	一四五六八七・四八四	Y	一〇五五三六・一二七の点
基点47	X	一四五六九〇・四一七	Y	一〇五五三一・一四八の点
基点46	X	一四五六九四・六四〇	Y	一〇五五二六・三〇三の点
基点45	X	一四五六九八・一五四	Y	一〇五五一六・九六六の点
基点44	X	一四五六九八・九三〇	Y	一〇五五一〇・三五〇の点
基点43	X	一四五七〇一・五三八	Y	一〇五五〇八・一五二の点
基点42	X	一四五七〇一・八八〇	Y	一〇五五〇七・七九四の点
基点41	X	一四五七〇五・四四九	Y	一〇五五〇八・七六三の点
基点40	X	一四五七一三・四三〇	Y	一〇五四九八・四一三の点
基点39	X	一四五七六九・二二〇	Y	一〇五四九八・四一三の点
基点38	X	一四五七八五・七二四	Y	一〇五四九五・四二八の点
基点37	X	一四五七九八・三二〇	Y	一〇五四九七・二一一の点
基点36	X	一四五九〇五・一一九	Y	一〇五四七七・八八二の点
基点35	X	一四五九〇四・八二二	Y	一〇五四七五・八四八の点
基点34	X	一四五九〇九・〇〇三	Y	一〇五四七五・二〇八の点
基点33	X	一四五九〇八・四八五	Y	一〇五四七五・二一九の点
基点32	X	一四五九〇八・五一三	Y	一〇五四七〇・六〇九の点
基点31	X	一四五九四八・一八八	Y	一〇五四六三・四二八の点
基点30	X	一四五九八一・六四五	Y	一〇五四五六・三七二の点
基点29	X	一四五九九九・五六三	Y	一〇五四五四・九三九の点
基点28	X	一四五九九五・九七一	Y	一〇五四五九・八八〇の点
基点27	X	一四六〇〇〇・九二三	Y	一〇五四五八・〇五〇の点
基点26	X	一四六〇〇六・〇五六	Y	一〇五四五七・一二〇の点
基点25	X	一四六〇〇九・二六四	Y	一〇五四六二・四四九の点
基点24	X	一四六〇一六・一二九	Y	一〇五四六三・〇六八の点
基点23	X	一四六〇二三・二六二	Y	一〇五四六六・一七六の点
基点22	X	一四六〇二九・五五六	Y	一〇五四七六・三〇三の点
基点21	X	一四六〇二八・三三二	Y	一〇五四七九・〇六五の点
基点20	X	一四六〇二五・一〇五	Y	一〇五四八三・二一三の点
基点19	X	一四六〇二〇・三六五	Y	一〇五四八六・七六四の点
基点18	X	一四六〇一九・九五九	Y	一〇五四八七・〇三〇の点
基点17	X	一四六〇一七・〇二一	Y	一〇五四八八・九五四の点
基点16	X	一四六〇一六・二一八	Y	一〇五四八九・四八〇の点
基点15	X	一四六〇一三・〇一八	Y	一〇五四九五・八一五の点
基点14	X	一四六〇〇七・九九四	Y	一〇五四九六・七二五の点
基点13	X	一四六〇〇一・六六四	Y	一〇五四九七・一六三の点
基点12	X	一四五九九七・八五一	Y	一〇五五〇六・三二〇の点
基点11	X	一四五九九九・八一九	Y	一〇五五二六・七九二の点
基点10	X	一四六〇〇六・五二一	Y	一〇五五三五・一八五の点

基点49	X	一四五六八七・四七二	Y	一〇五五三八・四九三の点
基点50	X	一四五六八七・三五八	Y	一〇五五四〇・六二〇の点
基点51	X	一四五六八七・三九三	Y	一〇五五四四・〇六二の点
基点52	X	一四五六八七・一二九	Y	一〇五五四四・六〇〇の点
基点53	X	一四五六八五・七四四	Y	一〇五五五八・八一一の点
基点54	X	一四五六七八・九五八	Y	一〇五五五九・四七六の点
補助点1	X	一四五六八一・一六五	Y	一〇五五七五・四三三の点
補助点2	X	一四五六九三・一四三	Y	一〇五五七七・六二〇の点
補助点3	X	一四五六九三・四五三	Y	一〇五六三八・三七四の点
補助点4	X	一四五七三二・八六六	Y	一〇五六二〇・九六二の点
補助点5	X	一四六〇一〇・一〇二	Y	一〇五六四二・八二五の点
補助点6	X	一四六〇六三・二三一	Y	一〇五六九〇・四五四の点
補助点7	X	一四六〇九三・七六七	Y	一〇五六四〇・一〇五の点

二 区域

波倉地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6及び補助点7を順次直線で結んだ線並びに補助点7と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林及び普通河川の区域を除く。)

(河川計画課)

福島県告示第三十二号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十六年福島県告示第三百六十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十五日

福島県知事 内堀雅雄

表69檜葉海岸前原地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)

基点1	X	一四〇七五三・九六一	Y	一〇四七〇一・九九七の点
基点2	X	一四〇五九〇・二〇五	Y	一〇四六六〇・九一九の点
基点3	X	一四〇五八二・一六二	Y	一〇四六五八・五四六の点
基点4	X	一四〇五五九・二二五	Y	一〇四六四七・三五九の点
基点5	X	一四〇五三八・一〇八	Y	一〇四六二八・九六一の点



基点6	X	一四〇五二四・二七二	Y	一〇四六〇八・五〇六の点
基点7	X	一四〇五一八・二六六	Y	一〇四五九六・七七九の点
基点8	X	一四〇四九二・六二六	Y	一〇四六〇九・九〇九の点
基点9	X	一四〇四九三・〇一五	Y	一〇四六一六・七二五の点
基点10	X	一四〇四九二・三九三	Y	一〇四六一九・二八六の点
基点11	X	一四〇四九一・四三八	Y	一〇四六二一・八〇六の点
基点12	X	一四〇四九〇・一七八	Y	一〇四六二四・一九一の点
基点13	X	一四〇四八八・六三五	Y	一〇四六二六・四〇一の点
基点14	X	一四〇四八六・八三〇	Y	一〇四六二八・四〇五の点
基点15	X	一四〇四八四・七九三	Y	一〇四六三〇・一七一の点
基点16	X	一四〇四八二・五五三	Y	一〇四六三一・六七二の点
基点17	X	一四〇四八〇・一四五	Y	一〇四六三二・八八五の点
基点18	X	一四〇四七七・六〇六	Y	一〇四六三三・七九三の点
基点19	X	一四〇四七四・八二七	Y	一〇四六三四・四一三の点
基点20	X	一四〇四七一・九二八	Y	一〇四六三五・六三一の点
基点21	X	一四〇四五七・七〇五	Y	一〇四六三三・九八六の点
基点22	X	一四〇四四二・〇〇七	Y	一〇四六三二・九一五の点
基点23	X	一四〇四四一・八九九	Y	一〇四六三三・一〇〇の点
基点24	X	一四〇四四〇・五五一	Y	一〇四六三五・四一四の点
基点25	X	一四〇四三九・六〇二	Y	一〇四六三七・〇四二の点
基点26	X	一四〇四三一・二〇三	Y	一〇四六五一・三九八の点
基点27	X	一四〇四二八・〇七〇	Y	一〇四六六四・八二五の点
基点28	X	一四〇四二七・八五八	Y	一〇四六六七・八八四の点
補助点1	X	一四〇四二八・一八三	Y	一〇四六八五・九二五の点
補助点2	X	一四〇四一八・一八四	Y	一〇四七九六・二二七の点
補助点3	X	一四〇七二八・七二八	Y	一〇四八四五・八二九の点
補助点4	X	一四〇七四二・七八八	Y	一〇四八〇一・〇三七の点
補助点5	X	一四〇七六九・五九七	Y	一〇四七三〇・二一〇の点
補助点6	X	一四〇七七〇・五一二	Y	一〇四七二一・三二七の点
補助点7	X	一四〇七六七・八四六	Y	一〇四七一二・八〇四の点
補助点8	X	一四〇七六二・〇七六	Y	一〇四七〇六・〇六一の点

二 区域

前原地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6、補助点7及び補助点8を順次直線で結んだ線並びに補助点8と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林及び河川区域を除く。）

公 告

（河川計画課）

公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年1月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
血管造影X線診断装置 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年12月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社シバタインテック 宮城県仙台市若林区卸町二丁目11番地3
- 5 落札金額  
118,130,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成27年10月20日

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十七年十二月十一日次のとおり委託した。

平成二十八年一月十五日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

一 委託した事務の範囲及び内容

二 受託者の名称及び所在地  
福島県立大笹生養護学校における作業学習製品販売代金収納の事務

三 収納の事務を委託する期間

一 名称 福島地区特別支援教育研究会

二 所在地 福島県福島市山居一四六番地の一

平成二十八年一月一日から同年三月三十一日まで

(特別支援教育課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十七年四月二十四日付け定例第二千六百八十七号中

一三七	下	後ろか	香隈山	香隅山
一三八	上	一	香隈山	香隅山
		三	香隈山	香隅山
		五	香隈山	香隅山

○平成二十七年十二月二十二日付け定例第二千七百五十六号中

七〇八	下	後ろか	香隈山	香隅山
-----	---	-----	-----	-----

七〇九
上
二
香隈山
香隅山